

補助対象拡充

耐震補強

町では、これまで旧耐震基準(昭和56年5月31日以前に建築)の木造住宅を対象に町民の生命や財産を守ることを目的に補助対象を拡充し、新たな耐震化補助事業住宅に大きな被害があり、長期間の避難所生活になった場合、肉体的にも精神的在宅避難が可能となるよう、住宅の耐震化を検討ください。

“備え”で

新耐震基準の木造住宅

“在宅避難”を考える

耐震化補助事業が始まります!!

耐震化補助事業を行ってまいりましたが、南海トラフ地震などの大規模震災からを県内で初めて行います!!
にも大きな負担が生じます。避難所に行くことなく、住み慣れた自宅での

在宅避難が安心!
避難所生活は不便...
耐震で安心な在宅避難を!



▲町ホームページ



【自助】 強靱な建物などで在宅避難生活を送るための防災対策のススメ

長泉町は「静岡県第4次地震被害想定」では南海トラフ地震などによる津波の被害は想定されていない地域のため、地震発生後、即避難ではなく日常生活の延長線として在宅避難をお願いしています。避難所は、プライバシーの完全保護には不十分な環境です。最近、人気のキャンプやグランピングなどの屋外レジャーを通して、「在宅避難生活」を模擬体験してみたいはかがですか?

建物の耐震化

耐震補強などをした強靱な建物であれば、仮に建物に一部被害が生じて危険箇所から逃げるための時間的猶予ができ、命を落とすことはありません。



家具の転倒防止

地震による家具の転倒、落下などを防止するため、町では、住宅の家具4点までを無料で固定する事業を行っています。



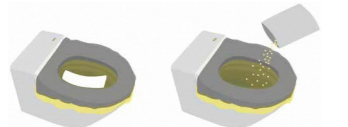
火災の予防

通電火災を防止するため、震度5弱以上の揺れで自動的にブレーカーを落とす感震ブレーカーの設置補助を行っています。



トイレ対策

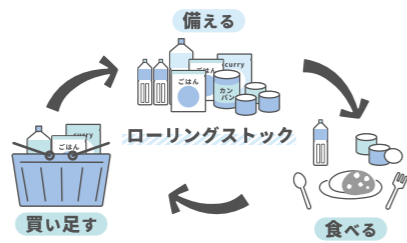
下水道管や浄化槽が破損し、自宅のトイレが使用できなくても「携帯トイレ」「簡易トイレ」で自宅での生活が継続できます。



吸水シートで吸わせるタイプ 凝固剤で固めるタイプ

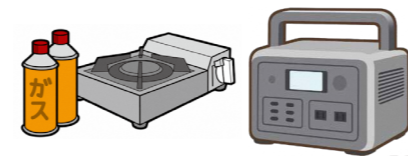
食料、日用品の確保

食べ慣れた食品を多めに買い、ローリングストックを!



ライフラインの確保

ポータブル電源やカセットコンロ、備蓄保存水は、日常的に使用しながら災害時に備えておくことが重要です。



県内初! 新耐震基準の木造住宅耐震化補助事業

STEP1 新耐震基準木造住宅耐震診断支援事業

対象 昭和56年6月1日~平成12年5月31日の期間に在来軸組工法で建築された2階建て以下の木造住宅

自己負担額 診断費の10%
・建築確認通知書に添付された図面がある場合 6,050円
・図面がない場合 7,150円
※店舗併用住宅の場合は、店舗などの床面積が延べ面積の2分の1未満の住宅です。

申込方法 窓口で直接で申し込む
※特別な事情により、直接、窓口で申請できない方はご相談ください。

これまで補助対象外の方も、ぜひ、この機会に耐震診断や補強工事をご検討ください!



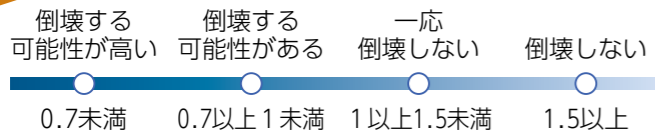
STEP2 新耐震基準木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事補助事業

対象 STEP1の耐震診断事業で補強前の評点が1.0未満および補強工事実施後の評点が1.0以上となる住宅

補助額 補助対象経費の80%以内、上限100万円
※65歳以上の方のみ、または身体障害者手帳1・2級、介護保険法による要介護者・要支援者、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の交付を受けている方が居住する世帯は、補助上限120万円となります。

Q 耐震評点とは何ですか?

A 建物の地震に対する強さを数字で表したものです。



Q 補強工事などの費用はどのくらいかかりますか?

A 補強工事の費用は、工事の範囲や内容などにより異なりますので、詳細は対応した相談士にご相談ください。



Q 自宅が補助対象の建築工法が分かりません。どこで確認できますか?

A 対象は在来軸組工法のみです。自宅の建築工法は、建築確認通知書などで確認するか、建築時の施工業者や設計士などにお問い合わせください。
※役場では工法の判断はできません。

Q 「耐震診断」では、どのようなことをしてもらえますか?

A 県建築士会から派遣された耐震診断補強相談士が自宅に訪問し、現地調査などを行い、後日、耐震性の報告書をお渡しします。

